

地域包括支援センター運営方針

令和3年2月

飯塚市 福祉部 高齢介護課

令和3年度地域包括支援センター運営方針

1 地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある在宅生活を続けられるよう、心身の健康維持及び生活の安定のために医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実に目指していくことを目的としています。

また、その目的達成のための中核機関として、市内全ての圏域において、地域包括支援センターが設置されています。

令和3年度 地域包括支援センター 一覧	
飯塚・片島 立岩(一部)地区	【社会福祉法人 櫛会】 地域包括支援センター くぬぎ苑
飯塚東・菰田地区	【社会福祉法人 親孝会】 地域包括支援センター 太陽の郷
立岩(一部)・鯉田地区	【社会福祉法人 かいた福祉会】 地域包括支援センター ベスト・シルバ-飯塚
二瀬地区	【医療法人 社団 親和会】 二瀬地域包括支援センター コスモス苑
幸袋地区	【社会福祉法人 いずみ福祉会】 幸袋地域包括支援センター いずみ苑
鎮西地区	【社会福祉法人 いい穂会】 鎮西地域包括支援センター
穂波東地区	【社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会】 穂波東地域包括支援センター
穂波西地区	【社会福祉法人 正松会】 穂波西地域包括支援センター つばき苑
筑穂地区	【社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会】 筑穂地域包括支援センター
庄内地区	【社会福祉法人 光綾会】 庄内地域包括支援センター 多田の里
顛田地区	【社会福祉法人 かいた福祉会】 顛田地域包括支援センター かいた苑

※11 包括 (9 法人)

2 運営上の基本的視点及び理念

(1) 公益性の視点

地域包括支援センターは、飯塚市の介護・高齢者福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

(2) 協働性

地域包括支援センターの専門職は相互に情報を共有するとともに理念や方針を理解したうえで、連携・協働の実施体制を構築し、業務全体をひとつのチームとして支えます。

(3) 公平性

地域包括支援センターの運営にあたっては、飯塚市地域包括支援センター運営協議会（以下、「協議会」という。）の議を経ることとし、公正・中立性を確保したうえで、円滑かつ適正な運営を図ります。

3 業務推進の指針

(1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは、毎年度、運営方針に基づいた事業計画を策定し、協議会の議を経ることとします。

(2) 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらの職に準じるものを含む。）がそれぞれの専門知識を活かしつつ、相互に情報共有しながら業務を遂行します。

(3) 地域との連携

地域包括支援センターは、民生委員等を中心とした地域福祉ネットワーク委員会、その他地域における関係者と連携を図りながら、高齢者を支援するとともに、それぞれの地域が抱える問題・課題の把握に努め、地域と連携しながら解決に向けて取り組みます。

(4) 個人情報の保護

地域包括支援センターは、個人情報の守秘義務を厳守します。

(5) 広報活動

地域包括支援センターは、業務を適切に実施していくため、地域住民及び関係者への積極的な情報提供に努めます。

(6) 事業の評価

運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、圏域ごとに差がないよう、公平性・中立性の確保に努めます。

4 具体的な業務

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

ア 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択内容などに基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう、必要なケアマネジメントに努めます。

② 一般介護予防事業

転倒リスクや閉じこもり傾向等があり、何らかの介護予防が必要と思われる者の把握に努め、高齢者がフレイル予防を含む生活機能の維持・向上に努めるために効果的な教室等を開催します。

また、いきいきサロン等の地域の高齢者が集う場において、介護予防を目的とした講座等を実施します。

(2) 包括的支援業務

① 総合相談支援業務

高齢者やその家族が住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるように、医療機関や介護関係機関等と情報交換を密にし、いつでも総合的に相談できる体制を構築するとともに、民生委員等を中心として組織されている市内 20 地区の地域福祉ネットワーク委員会とも連携を図ります。

② 権利擁護業務

ア 高齢者虐待の防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、関係機関と連携をしながら、速やかな対応を図ります。

イ 消費者被害の防止

高齢者を狙う悪質商法が多様化していることから、警察や消費生活センターと連携し、民生委員や介護支援専門員等に適切な情報提供を行うなど、消費者被害の防止に努めます。

ウ 成年後見制度の普及・啓発

認知症などにより認知機能や判断能力が低下した高齢者が適切な介護サ

ービスの利用や金銭管理・契約行為などの支援を行っていくための成年後見制度の普及・啓発に努めます。

また、成年後見等の申立てをする親族等がない場合には積極的に市長申立につなげていくとともに、裁判所による後見人の選任に伴う情報提供等に努めます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域包括ケアシステムの充実を目指すとともに、多職種の連携による包括的・継続的ケアマネジメント体制の充実に努めます。

また、介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行うとともに、介護支援専門員が抱える困難事例について支援方針を検討し、指導・助言を行います。

(3) 指定介護予防支援業務

支援や介護が必要となるおそれが高い人が要介護状態となることを予防するため、対象者の状態を考慮しながら介護予防・生活支援サービス事業等のケアマネジメントを行います。

また、要支援1・要支援2及び事業対象者を対象にアセスメント、介護予防サービス支援計画作成、実施、モニタリング、評価の一連の支援経過について本人の自立促進をめざし、要介護度の悪化を防止します。

なお、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託していることから、個別的に相談・指導を行うことで、適正な業務が遂行されるよう調整を図ります。

5 市との連携方針

地域包括支援センターは、市（高齢介護課）と密接な連携を図りながら、公正・中立な立場で業務を実施します。

また、市（高齢介護課）は連絡調整及びセンター間の密接な連携構築のために地域包括支援センター連絡会議等を定期的で開催するとともに、実施主体として地域包括支援センターへの後方支援を行います。

6 その他

(1) 次の専門的協議会等と連携を図りながら地域包括ケアシステムの充実を目指します。

- ① 飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会
- ② 飯塚市地域密着型サービス事業所連絡協議会
- ③ 医療・介護関係団体等との多職種連携（研修会等への参加を含む）

(2) 個別地域ケア会議の開催

個別地域ケア会議は、地域包括支援センター毎に定期的で開催し、高

齢者の自立に向けた支援のあり方やケア会議の積み重ねに基づく地域課題を共有するとともに、その解決に向け、取組みます。

(3) 認知症高齢者等への支援

各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、地域の実態に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関等と連携しながら認知症の人やその家族への相談業務や支援を行います。